

森林・山村多面的機能発揮対策交付金 Q & A 集

<①活動組織～組織、活動の要件等～>

(問C-1) 活動組織の構成員として認められるのは？

(答) 構成員は 3 名以上とし、森林所有者、地域住民、自治会、NPO 法人、森林組合、林業者、企業等が構成員になれます。なお、これらの団体であれば単独で活動組織となることもできます。

(問C-2) 活動はどの程度行えば良いですか？

(答) 地形や里山の状況等が地域によって様々なため、一律に定めることはしません。ただし、要領で定める様式 15 号の活動記録や作業写真整理帳によって活動したことを示すとともに、金銭出納簿で本交付金の使途を明確にする必要があります。

(問C-3) 活動の規模要件は？

(答) 最低 0.1ha (小数点第二位以下は切り捨て)、最大は交付金の上限の範囲内 (活動計画作成費 (初年度のみ) を含む。) です。なお、森林空間利用タイプは 1 回以上 1 2 回までです。資機材の整備も含め 1 組織当たり 1 年間で 500 万円が上限です。

(問C-4) 点在する 0.1ha 未満の森林を集積して 0.1ha 以上とすることはできますか？

(答) 0.1ha 未満の点在する森林はカウントできません。

(問C-5) 面積を算定するとき、小数第 2 位の扱いはどうなりますか？

千

(答) 地域協議会において対象森林の実測を行った場合は、小数第 2 位まで認められます。それ以外の場合は、小数第 2 位は切り捨ててください。

(問C-6) 小数 2 位まで認められた場合、交付申請はどのように記載しますか？

(答) 交付申請は 1000 円単位のため、1000 円未満は切り捨てて申請を行ってください。

(問C-7) 3 か年の活動計画期間内に森林経営計画 (森林施業計画) を立てた場合本交付金の対象となりますか？

千

(答) 森林経営計画を樹立した日以降は、本交付金を利用できませんので、協定締結者の間で十分協議したうえで事業を実施してください。
なお、3 年間の事業終了後に森林経営計画を策定することは構いません。

(問C-8) 交付金を使い切れなかった場合は、どうなりますか？

(答) 交付金額の 30% 以内の減額の場合は、精算行為により地域協議会へ返納を行う

ことが必要です。通知された交付金額の 30%を超える減額の場合は、それが見込まれた時点で、採択変更申請書（実施要領の様式第 14 号）を地域協議会長に提出し、承認を受けてください。

（問C-9）活動計画等を5万円で作成できる場合でも、15万円で要求する必要があるですか？

（答）活動計画等に対する交付金については、15 万円を必ず要求する必要はなく、実際にかかる費用で請求してください。

（問C-10）3年間の活動が継続できなくなった場合、交付金返還をする必要がありますか？

（答）継続した取組が実施されること、また、地域コミュニティが形成・強化されることが本交付金の目的であるので、原則として、3年間の活動を継続できなかった場合は、遡って交付金返還をする必要があります。ただし、協議会が認める場合はこの限りではありません。

（問S-1）協議会が認める交付金返還にあたらぬ場合とは？

（答）自然災害等により対象森林面積が減少した場合を想定しています。

なお、都市計画区域内等の森林で、相続が発生したことにより相続人が当該土地を売買し、宅地となった場合などはやむを得ない事情として認められます。

ただし、上記によらない通常の売買等による対象森林の減少は認められませんので交付金返還の必要があります。

（問C-11, S-2）他の事業の助成を受けている団体等が行う活動も対象となりますか？

（答）この交付金は他の助成金と組み合わせて実施しても構いません。ただし、経理の区分を確実に行うことが必要です。

なお、資機材購入にあたっては、他の助成金との組み合わせはできません。

また、他の助成金が組み合わせ不可としている場合もあるのでご注意ください。

<②活動組織～規約、協定等～>

（問S-3）会の規約が既にある場合でも、新たに作成しなければなりませんか？

（答）本交付金の活用にあたっては、国の要領に定められている書類の調製、整備が大前提となりますので、規約（例）に沿って新たに作成してください。

なお、NPO法人の場合は、定款等により「活動に際し必要な事項は別に定める」という記載があると思われますので、その規定により、定款等に記載のない事項は別に定めてください。

（問S-4）県の里山活動協定に基づき協定を締結していますが、新たに協定を締結する必要がありますか？

（答）県の里山活動協定においては、国の要領に定められている「3年間の事業計画」の記載を求めています。本交付金事業は、土地所有者と活動組織が、当該土地における3年間の事業計画についての同意を得ることが必要ですので、県の活動協定を兼ねることはできません。そのため、新たに協定を締結する必要があります。

〔問C-12〕 協定期間はどの程度の期間結べば良いですか？

〔千〕

〔答〕 3年以上としてください。

〔問C-13〕 1年目に間伐を行い、その後は3年間でその場所の活動予定がない場合でも3年間の協定が必要ですか。

〔答〕 1年目で間伐が終了しても対象森林が転用により減少すること（遡って交付金の返還が求められる）が無いよう、また、2年目、3年目においても必要に応じて気象災害等への対応など、計画変更等で取組みが実施できるよう3年間の協定を結ぶことが必要です。

〔問C-14〕 活動団体と森林所有者との協定を省略できるケースはありますか？

〔答〕 原則として協定は必須ですが、活動団体や活動団体の構成員が森林所有者である場合には、登記簿等の所有や権原が確認できるもので替えることができます。

〔問C-30〕 活動組織設立日とはいつのことを指すのですか？

〔答〕 活動組織は、本交付金の活動をするための組織であるため、当該組織が実施要領に沿う形で規約等を総会等で決定し施行された日とします。

〔問C-31〕 協定締結にあたり、対象となる土地が相続登記をされていない場合の協定書の添付書類は？また、市町村が発行する『固定資産評価証明』に相続人の記載があるがこの書類でも構わないですか？

〔千〕

〔答〕 土地の権利が未登記であったり、共有者や未相続である等の場合は、その権利関係や内容を明らかにする契約書や協議書等（→遺言書や遺産分割協議書など）、あるいは、戸籍事項証明書や相続関係図により、必要な権利関係者からの同意が確認できる書類を添付することが必要となります。

つまり、遺産分割協議書や、遺言状がない場合は、対象土地の登記簿に、下記

①、②の書類を添付してくださるようお願いいたします。

1 権利関係がわかる書類として、①「戸籍事項証明書」を取得したのち、

2 法定相続人（配偶者や子）すべてから記名、押印していただいた

②「土地使用同意書」

3 このほか、他に土地の権利関係者がいないことを御家族から確認することが必要です。

また、「固定資産評価証明」にある「相続人」の記載は「相続人（の1人）」であり、その土地に係る固定資産税等の納税義務者であることは分りますが、他にも相続人が存在する可能性がありますので、有効な添付書類ではありません。

<③活動組織～全般～>

〔問S-5〕 活動の委託をする場合はどうすればいいですか？

〔千〕

〔答〕 要件がありますので、森林組合等に作業委託する場合は、千葉県里山林保全整備推進地域協議会までお問い合わせください。

〔問C-15〕 資機材の交換部品として刃等を購入したいが購入可能ですか？

〔答〕 機材の刃等の購入は修理（部品交換）とみなすため購入できないが、3万円未満の軽微な部品購入は消耗品として購入可能です。ただし、3万円以上の交換部品の購入や機械の修理等は対象外です。

(問C-16) 構築物を整備する場合に使用するボルト、釘等のパーツの扱いは？

(答) ボルト、釘等は消耗品であるが、構築物を整備する場合のパーツとして購入する場合は、資材として扱います。

(問C-17) 建築物の整備及び資機材を購入する場合契約の条件はありますか？

(答) 一般的・妥当と認められる価格で発注、購入されていれば契約方法について特に条件はありません。

(問C-18) 活動交付金の使途について、取組タイプごとに整理しなければならないのですか。(例えば地域環境保全タイプの里山林保全活動と侵入竹除去の取組を両方行う場合、取組ごとに機器や燃油代の区別することは困難。)

(答) 取組タイプごとに分けて使う必要はありませんが、活動計画に位置付けた活動がすべて行われている必要があります。なお、個々の支出ごと(人件費、燃油代、消耗品代、通信費等)に分けて金銭出納簿に整理することが必要です。

(問C-19) 資機材・施設の上限額はありますか？

(答) 交付金全体で、1活動組織あたり1年間で500万円の上限があります。また、資機材・施設の内容は、活動規模に見合うものであることが必要です。

(問S-6) 資機材の対象として、苗木がありますが果樹も対象となりますか？

(答) 果樹は対象となりません。

(問C-20, S-7) 3年間の活動後の機材・施設の所有権はどうなりますか？

(答) 活動組織の所有・管理となります。なお、機材・施設の種類ごとに処分の制限期間があり、その制限期間内に処分すると、交付金の返還対象となります。

(問C-21) 登記簿地目「畑」の場合でも、農業委員会の発行する「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明(いわゆる非農地証明)」を取得すれば対象森林としてよいですか？

(答) 計画書に非農地証明の写しを添付することで、対象森林とすることができます。県においては、非農地証明書の申請受付及び交付は各市町村(委譲市である千葉・流山・我孫子除く)の農業委員会で行います。(証明は知事名) 現地確認を要するため、交付までに1~2カ月かかることがあります。(その他その土地に関する規制があり、本事業の取組ができない場合は対象外)

(問C-22) 国有林野内での活動に対しても活用可能ですか？

(答) 国有林野内の活動に対しても、国(森林管理署等)との協定を締結することで活用可能。具体的な国有林の制度としては、ふれあいの森などの協定締結による国民参加の森林づくり(森林資源利用タイプを除く。)や共用林野制度(地域環境保全タイプを除く。)を活用することが可能。また、分収造林制度についても造林者と協定を締結することで活用可能(森林資源利用タイプを除く。)。なお、国有林野内で活動する団体から申請があった際には、申請者に対し「森林管理局・署等に相談の上、申請に至っているか」を確認すること。

(問S-8) 保安林での活動も対象となりますか？

(答) 可能ですが、保安林にはその指定ごとに「指定施業要件」があり、森林整備

(下草刈りや落葉かき等も含む)に際し知事の許可や届け出が必要となる場合があります。

保安林制度については、県林業事務所にお問い合わせください。

(問C-23) 過去に他事業を実施した場所で作業を行った場合、交付対象になりますか？

(答) 対象森林内であれば対象となります。

(問S-9) 3年間同じ場所で同じタイプの事業を続けて行っても構いませんか？

(答) 雑草木の刈払いや、落ち葉掻きなど、交付の対象となる森林の整備保全活動が行われていれば構いません。

(問C-24) 森林の巡視のみの活動は交付対象になりますか？

(答) 巡視のみでは対象となりません。

(問S-10) 活動場所となる森林が共有林(複数の地権者)で実質地元の町会が管理している場合、町会長と協定を結べば対象となりますか？

(答) 登記簿を確認いただき「共有林」の登記がされており、町会の規約で「共有林の管理」についての記載があれば土地所有者を町会長として協定を結んでいただくことで対象となります。

(協定書に登記簿及び町会の規約を添付してください。)

(問C-25) 活動組織の交付金の使途として、次のものは認められますか？

① 飲食費 ② 土地の借上料

(答) ① 飲食代は活動の際の昼食代などは認められる。アルコール類は不可。

② 土地の借上料は、活動に対する支援とはみなせないため、不可。

(問S-11) 交付金の振込先として既存の通帳でも構いませんか？

(答) 当事業専用の通帳が必要になりますので、新規に作成する必要があります。

(問C-26, S-12) 口座利子はどのように取扱えばいいですか？

(答) 「その他の収入」として経理し、必ず活動経費として充ててください。

(問S-13) 複数の活動場所がある場合の活動計画書の作成方法は？

(答) ひとつの協定につき、活動計画書及び採択申請書を作成する必要があります。

(問S-14) 補助対象となる期間はいつからですか？

(答) 国からの当該年度の交付決定を受け、地域協議会が各活動組織へ採択通知を交付した日(採択通知日)から翌3月初旬までが交付金の対象期間です。

国からの交付決定額によっては、採択申請書に記載いただいた要望額より活動組織への交付額が少なくなる場合があります。

なお、傷害保険料は、事業対象期間のみ助成対象となりますので、月割り計算となります。

採択通知日前に行われた活動に要する経費(里山林保全等の活動や、採択申請書の作成にかかる日当、登記簿取得費用やコピー代等)については、交付金の対象外となりますのでご注意ください。

(問S-15) 次年度より事業を行いたいのですが？ 千

(答) この事業の要領等は次年度以降からの事業実施も可能とされておりますが、毎年度行う、当該年度の採択審査においては、基本的に前年度より事業を実施している活動組織が優先的に採択されます。

また、国の予算額によっては、補助の対象となることは確約できないことをご了承ください。

(問S-16) 活動組織構成員の所有する車両等を借りる場合は、必要経費として認められますか。 千

(答) 活動組織構成員の車両、機材等の借上げ経費は対象外です。

(問C-27, S-17) 日当に交通費を含めることは可能ですか。 千

(答) 地域外のボランティアが整備活動に参加されることもあると思われまので、交通費を日当に含めることも可能です。ただし、地域協議会において定めた、「森林整備作業等の活動に対する日当」の額以内とし、交通費を併せて支払うことはできません。

また、森林空間利用タイプではイベント参加者の居住地からイベント集合場所までの交通費は認められません。

(問C-32) 源泉徴収は行わなければなりませんか？

(答) 活動組織によって異なるため、各地域の税務署にお問い合わせください。

(問C-33) 消費税の取扱いに関して注意がありますか？

(答) 当該交付金に係る仕入れにおいて消費税相当額がある場合（収益事業を行っている組織等）は交付要綱に従い、消費税相当額を減額して申請する必要があります。（交付要綱P2,3,別記様式第5号（P17）参照）

消費税相当額が無い場合は消費税額を含んだ金額を申請できます。

交付金と消費税の還付を受けることにより、二重に国費を受けることのないようにすることが重要です。

(問C-34) 日当を支払うに当たり、領収書等は必要ですか？

(答) 必要です。

(問C-35) 資機材・施設の整備には交付金の使途で記載されている以外に何かありますか。

(答) 林業専門機械、特用林産物の栽培等で使用する資機材、異動できない表示看板等が想定されます。

(問C-36) 活動を全額委託で行いたいが、活動面積の一部について全額委託を行い、あとは見回りを行えば、全活動面積分の交付金がもらえますか。

(答) もらえません。この場合の交付額は、「委託した部分の面積×単価」のみです。全対象森林面積分の交付金を受けるなら、刈り払い等の整備（委託部分と同程度の整備までは望まない。）をする必要があります。

(問C-37) 消耗品や資機材費で中古の商品を購入したいがよいですか？

(答) 中古の商品は適正価格や状態が不明確であるため購入できません。

(問C-38) 消耗品と資機材の分け方はどうすればよいですか？

(答) 本事業における消耗品と資機材については、金額ではなく用途でわけます。

○消耗品は、使用に伴い直接、摩耗・消耗するものをいいます。

例：チップターの替刃、チェーンソーのエンジンオイル、斧、鎌、鋸、鉋

○資材は、構造物の一部（材料）となるものを言いますが、構築物全体の耐用年数に比べて著しく早く劣化するものは消耗品として扱うこともできます。

例：炭焼き窯の耐火煉瓦

○機材は仕様に伴い直接、摩耗・消耗しない製品（摩耗・消耗部分を含む製品の場合も、新品として購入する際は製品全体を機材として扱います）であり、完成品として調達できるもの。

例：チップター、チェーンソー、完成品の状態で引き渡されるあずまや

(問C-39) あずまやとはどういうものですか？

(答) 薪や資機材等を置いておくための簡易的な建物を想定しています。

壁の有無は問いません。休憩施設としての利用も可能ですが、トイレを設置することはできません。

(電気の引き込み工事、水道工事等の付随的な工事も不可)

また、森林空間利用タイプで休憩施設が必要という場合でも、森林空間利用タイプでは資機材費は対象外であることに注意してください。

(問C-40) 資機材を購入する際には、必ずリースと比較しなくてははいけませんか？

(答) 地域においてリースされていない場合や、容易に利用できないことが明らかなのは比較しなくても構いません。それ以外の場合で、リースと比較する際にはどちらが交付金の負担額が小さいかで検討します。

例：チップターを3年間で60日使用する場合

・リース 60日×5万円=300万円

・購入 400万円×1/2=200万円

このような場合であれば購入した方が安い（リースの場合は全額交付金を充てることができるため）ので、事業規模を考えたとうえで、事業に直接的に必要であれば購入しても構いません。

<④タイプ別～地域環境保全タイプ～>

(問D-1) 作業道等の作設・修繕、土留め柵を設置する場合や林道の法面を刈り払う場合の面積の算出方法は？

(答) 森林整備の一環として、作業道や緩衝帯等の周辺の森林も整備することを想定しているため、整備する森林の全体の面積を計上してください。

(問D-2) 間伐は対象となりますか？

(答) 対象となります。ただし、間伐をする場合は集積までは行い、可能な限り搬出（林内利用できるものは林内利用）をしてください。

(問D-3) 皆伐は対象となりますか？

(答) 対象となる皆伐については、次の①、②のとおりです。

①群状に伐採する場合 1伐区1ha未満で20m以上の保存帯を設けること

②帯状に伐採する場合 伐採幅は主伐木の平均樹高の2倍までとし、20m以上の保存帯を設けること。

※その他、各種規制がある場合は、それらをすべて満たすことが必要です。
※上記①、②の要件を担保するために、隣接する森林所有者との合意形成が必要な場合があることに留意願います。（森林資源利用タイプも同様です）

（問D-4）竹林整備として認められるのはどのような状態ですか？ 千

（答）竹や笹が繁茂しており、もともと生育している木の成長が阻害されている区域で、竹等の侵入により、他の一般的な雑草とは異なり刈り払い等に相当の手間がかかると地域協議会が認めたものです。

事業計画策定の際は図側等により対象面積を算定してください。後日現地確認を行います。

（問D-5）歩道（遊歩道）の作設のみでも対象となりますか？（その歩道の両脇の森林は整備をしない場合。） 千

（答）作設した歩道の先の森林において森林整備活動を行う場合や、森林環境教育を行う等の目的があつての作設であれば対象となります。

その場合の対象面積は、歩道の延長面積ではなく、作設した歩道の先にある整備等を行う森林の面積となります。

<⑤タイプ別（森林資源利用タイプ）>

（問E-1）活動の成果として収入があつても差し支えありませんか？

（答）差し支えありません。

（問E-2）特用林産物で交付金を受ける際の面積の算定はどのように行いますか？

（答）特用林産物の採取とともに、対象森林の保全管理に資する活動も併せて行うこととし、当該活動の面積を算定すること。

（問E-3）間伐は対象となりますか？

（答）対象です。森林資源利用タイプにおいて間伐を行う場合は利用を目的として搬出してください。（林内利用でも可）

（問E-4）活動内容の木質バイオマス・炭焼き・しいたけ原木・伝統工芸品原料のための未利用資源の伐採・搬出・加工の中の加工とはなにを想定していますか。

（答）未利用資源の伐採・搬出等の森林整備の作業に対する支援を主目的としているため、加工については、しいたけ原木や伝統工芸品等の原料としての丸太、特別な燃焼機材を必要としない薪や炭といったものを生産する簡易な加工を想定しています。

このため、資機材購入についてもブリケット製造器（薪等を高圧で固める装置）やペレット製造器等は認められません。同様に利用機材としてのペレットストーブ等も認められません。

<⑥タイプ別（森林空間利用タイプ）>

（問F-1）森林環境教育で参加費を徴収することは可能ですか？

（答）可能です。募集チラシ等に「参加費〇〇〇円、ただし保険料（又は資料代等）として」等の記載があつた場合は、経費に充当する必要がありますので、金銭出納簿に計上してください。

(問F-2) 環境教育の参加者は、県内・県外を問わないですか？

(答) 問いません。

(問F-3) 年度内に活動を複数回行う場合、5万円×活動回数が交付金となるが、必ず1回あたり5万円を使わなければなりませんか？

(答) 交付金(5万円×実施回数)は必ず1回あたり5万円使わなければならないということではなく、年度内の活動で割り振って使うことが可能です。

(問F-4) 森林空間利用タイプで、1回の開催で連続して実施する場合の(例えば2泊3日)の交付単価はどうなりますか？

(答) 通常、1回あたり5万円の交付は、1日の行程を考えています。ただし、1回あたりの活動日数が連続する活動の場合は、1日あたり5万円を交付することとします。(2泊3日の場合は15万円が交付される。)ただし、宿泊代は対象外です。

(問F-5) 空間利用タイプにおいて、参加者をホームページで集める場合、このホームページの作成委託は対象経費ですか。

(答) 対象外です。

ただし、開催にあたり募集チラシを作成する場合のコピー代等(要領収書)は対象経費となります。

(問F-6) 自然観察会(講習会)を公民館等で行えますか？

(答) 本交付金事業は、森林を利用する(立ち入る)ことが重要であるため、環境学習等を行う場合でもすべてを屋内での座学とすることは望ましくありません。

ただ、参加者の体力や開催時期(夏季等)を勘案し、例えば

- ① 6時間の活動のうち、1時間程度を屋内での講義にする(単発イベントの場合)
 - ② 3日間で1講座行う等の場合、半日を座学にする 等、
- イベントに要する時間の2割以内程度であれば屋内での活動も対象といたします。なお、急な天候の変化等の場合は上記によらず、柔軟に対応してください。